

非木材グリーンマーク規定

第1条（目的）

NPO法人非木材グリーン協会定款第3条の目的を遂行するために非木材グリーンマークを定め、これを使用するにあたり規定を設けてその運営並びに管理を行う。

第2条（意匠の概念）

草（非木材植物）、非木材植物並びに繊維製品と地球を意味し、環境保全に役立つ製品にふさわしいマークとして表現したもの。

第3条（対象品）

対象品は下記のいずれかの要件に該当し、環境保全に有効なものとする。

- ① 非木材パルプ（植物繊維）を重量比で10%以上使用した原紙及びその原紙を使用して作られる印刷物・紙製品。
- ② 非木材パルプ（植物繊維）を重量比で10%以上使用した紙製品及び加工品。
- ③ 非木材植物製品及び非木材植物繊維を重量比で10%以上使用した各種製品。
- ④ 上記①～③について、製品の性質・特性により、協会の審査基準に照らし合わせ、特例を設ける場合がある。
- ⑤ 1品目1マークとする。
- ⑥ 国内製品、外国製品を問わない。

第4条（申請方法）

- （1） 当協会の法人会員に限る。
- （2） 当協会の申請書に必要事項を記入し、必要書類などを添えて当協会に申請する。
- （3） 申請は一年ごとに行い、提出書類は、申請書、非木材配合率証明書、新規の場合は会社案内とし、非木材含有率の分析が可能な見本（A4サイズ相当のもの1枚）を添付する。

第5条（審査及び認定）

- （1） 申請に基づいてマーク委員会が審査し、認定する。
- （2） 審査は書類と非木材含有率の分析結果により行う。

非木材含有率の分析は、当協会にて、JIS P 8120(1998)に準じて行い、非木材グリーンマークを保証マークとする。

第6条（商標権）

商標権は非木材グリーン協会が所有する。

日本国 2006年8月30日 登録番号 登録第3189752号

2011年4月15日 登録番号 登録第5406136号

中国 2011年11月14日 登録番号 第8559163号

マレーシア 2011年8月15日 登録番号 第2011014717号

第7条（使用料）

使用料は申込時を起点とし、初年度は年間販売目標金額、次年度以降は年間販売実績金額により、下記の料金とし、この使用料には分析費用を含む。ただし、販売金額は非木材植物製品及び非木材植物繊維を使用した製品のみを対象とする。

期間は1年間とし、1年を越える毎に更新手続きをする。

1000万円未満	1件	50,000円
1000万円以上1億円未満	1件	80,000円
1億円以上5億円未満	1件	150,000円
5億円以上10億円未満	1件	250,000円
10億円以上	1件	350,000円

第8条（無償使用）

営利を目的としない場合は、当協会所定の使用届を提出の後使用する。

第9条（実態調査）

マーク委員会は、必要に応じてマークが適正に使用されているか否かの調査を行う。

第10条（不正使用）

マークが無断に、又は不正に使用された場合は、改善提案を行い、改善されない時は企業名を公表し、悪質な場合は必要な法的措置を取ることもある。

付則

本規定は、2013年4月1日より施行する